

## 公 示

「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」の申請について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和7年1月30日

国土交通省中部地方整備局  
中部地方整備局長  
佐藤 寿延

### 1. 協定の目的

中部地方整備局管内において災害が発生した場合は、早急に応急復旧を実施しなければならない。

地震、津波、風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等により発生した緊急的な応急対策を実施するにあたり、大規模な土砂崩落や路面の段差等により車両等では通行出来ない公道や悪路（走行の許可を得ていない私有地を除く。）を、自動二輪車又は原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）による特殊走行技能を有する者が、被災場所へ赴き、実施する被災状況調査並びに自動二輪車等の操作・点検方法の教習等（以下「被災状況調査等」という。）について定め、もって被害の拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

### 2. 協定の内容

- (1) 協定書（案）、確認書（案） 別紙のとおり
- (2) 協定区域 中部地方整備局管内を基本とするが、中部地方整備局管外を実施範囲とする場合がある。
- (3) 本協定で想定している被災状況調査は、特殊走行が可能な資格を有する者が、自動二輪車等を用いて被災状況を動画または静止画により撮影するものである。また、自動二輪車等の操作・点検方法の教習等を実施するものである。

### 3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の東海・北陸の競争参加資格を有する者であること。

競争参加資格の申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付け官報）に記載されている時期及び場所で受け付ける。

- (3) 申請書等の受領期限の日から協定締結の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和6年3月29日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (6) 防災訓練または講習会を開催する場合は参加できること。
- (7) 公道及び悪路を走行可能な自動二輪車等の保有状況について、団体に保有する若しくは緊急時にリース等で確保できること。なお、「リース等」とは、リース（年間契約含む）及び協力会社（グループ会社も含む）をいう。
- (8) 被災状況調査のための人員の体制について、団体に所属する資格者を中部地方整備局管内の各県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県）に主担当者1名、副担当者1名以上を配置できること。ただし、主担当者は他県の副担当者を兼任出来るが、主担当者の兼任は出来ないこととする。

なお、「資格者」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかを有する者をいう。

#### 4. 協定期間

協定期間：協定締結の日～令和8年3月31日

以後、協定書の満了の日の翌日から1年間継続する。

#### 5. 申請書類

公募に関する申請書類は、下記よりダウンロードすること。

([https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/nirin\\_koubo/index.htm](https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/nirin_koubo/index.htm))

- (1) 申請書 様式-1
- (2) 調査票 様式-2、3-1～3-5

※ 調査票は令和7年1月30日現在で作成すること。

## 6. 申請書類の提出

この公募に参加を希望する者が提出しなければならない書類等は、申請書等とし、正1部を提出するものとする。

### (1) 申請書等の提出場所及び当該公示に関する問い合わせ先

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 三の丸合同庁舎

国土交通省 中部地方整備局 防災室

電話 052-953-8357 (内線 2155)

メール cbr-bousaisitsu@mlit.go.jp

### (2) 申請書等の提出方法

電子メールに申請書等を添付し提出すること（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、締結又は非締結通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、申請書類と併せて持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）又は信書便により提出すること。FAXによるものは受け付けない。

### (3) 申請書は、様式-1により作成すること。

紙による提出で様式-1の押印を省略する場合は、様式-1の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することとする。

### (4) 必要書類は、次に従い作成すること。

#### ① 上記3.(2)に定める令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」のA又はB、C、D等級のいずれかに格付けされた東海・北陸の競争参加資格が有ることを確認できる資格審査結果通知書の写しを添付すること。

なお、有資格者名簿への登録申請手続き中であり、申請書等の受領期限までに有資格者名簿に未掲載の者にあつては、申請書等に登録申請中であることが確認できる資料を添付し、協定締結の前日までに資格審査結果通知書の写しを電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る）若しくは信書便により上記(1)に提出するものとする。

#### ② 上記3.(7)に定める公道及び悪路を走行可能な自動二輪車等の保有状況について、リースの場合は契約書等の写しを、協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付するものとする。また、団体またはリース等の保有台数については様式-2に、自動二輪車等の保管場所については様式-3に記入し、保有台数及び保管場所が確認できる資料の写しを添付すること。

#### ③ 上記3.(8)に定める被災状況調査のための人員の体制について、資格者氏名、保有資格（有効期限含む）、居住地、担当県を、担当県毎に様式-3-1から様式-3-5に記入し、保有資格及び有効期限並びに居住地が分かる資料を添付すること。

(5) 申請書等の受付期間

令和7年1月30日(木)から令和7年2月25日(火)。(持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く10時00分から16時00分とする。)

(6) 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された申請書等は、応募資格確認以外に当局において無断で使用しない。

(8) 提出された申請書等は、返却しない。

(9) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

7. 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に対する質問がある場合は、電子メールに申請書類作成等に対する質問書(様式自由)を添付し提出すること(電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること)。

また、電子メールの件名に「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、締結又は非締結通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、申請書類と併せて持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)又は信書便により提出すること。FAXによるものは受け付けない。

なお、質問内容の記載にあたっては、会社名(過去に受注した具体的な契約名等の記載により会社名が類推される場合を含む。)を記載しないこと。このような質問があった場合には、回答を行わない場合がある。

(1) 受付期間

令和7年1月30日(木)から令和7年2月13日(木)。(持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く10時00分から16時00分とする。)

(2) 提出場所

上記6.(1)に同じ

(3) 質問に対する回答書は、令和7年2月19日(水)までに、申請書類作成等に対する質問書を提出した全ての者に電子メール(または書面)にて送付する。

8. 協定締結

「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」の締結及び非締結については、申請者へ電子メールにて書面をもって通知する。

なお、通知は令和7年3月4日(火)を予定しており、協定締結は3月中旬を予定している。

9. 協定締結できない者に対する理由説明

協定を締結できない者に対しては、協定締結されなかった旨と、その理由を電子メール(または書面)で、中部地方整備局長から通知する。その通知を受けた者は、中部地方整備局長に対して締結できない理由について、以下に従い書面(様式自由)により説明を求める

ことができる。

協定締結されなかった理由に対する質問がある場合は、電子メールに書面（様式自由）を添付し提出すること（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書締結されなかった理由に対する質問」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、質問回答の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、書面（様式自由）と併せて持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）又は信書便により提出すること。FAXによるものは受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年3月5日（水）から令和7年3月11日（火）までの10時00分から16時00分まで

(2) 提出場所

上記6.（1）に同じ

(3) 回答期限及び方法

令和7年3月21日（金）までに電子メール（または書面）により回答する。

様式-1

## 協定参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国土交通省中部地方整備局長

佐藤 寿延 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇〇〇  
〇〇長

〇〇 〇〇

印

令和 年 月 日付けで公示のありました「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」に係る協定参加資格確認申請書について確認されたく、別添の書類を添えて申請します。

なお、予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを確約します。

担 当 者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号 : (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内〇〇〇)

メ ー ル :

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者(会社・部署・氏名)

連絡先(電話番号・メール)

担当者(会社・部署・氏名)

連絡先(電話番号・メール)



## 「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」に関する調査票（2）

団体名： ○○○○

---

### 配置技能者名簿（愛知県）

担当	氏名	保有資格 (有効期限)	居住地	担当県	保管場所
主					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					

**（注記）**

1. 主担当者は、他県の副担当を兼任出来るが、主担当の兼任はできないこととする。
2. 「保有資格（有効期限）」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかをいう。
3. 保有資格及び有効期限並びに居住地が確認できる資料を添付すること。
4. 「保管場所」には、自動二輪車等を保管している場所を記載し、保管場所が確認できる資料を添付すること

## 「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」に関する調査票（2）

団体名： ○○○○

---

### 配置技能者名簿（岐阜県）

担当	氏名	保有資格 (有効期限)	居住地	担当県	保管場所
主					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					

**（注記）**

1. 主担当者は、他県の副担当を兼任出来るが、主担当の兼任はできないこととする。
2. 「保有資格（有効期限）」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかをいう。
3. 保有資格及び有効期限並びに居住地が確認できる資料を添付すること。
4. 「保管場所」には、自動二輪車等を保管している場所を記載し、保管場所が確認できる資料を添付すること

## 「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」に関する調査票（2）

団体名： ○○○○

---

### 配置技能者名簿（三重県）

担当	氏名	保有資格 (有効期限)	居住地	担当県	保管場所
主					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					

**（注記）**

1. 主担当者は、他県の副担当を兼任出来るが、主担当の兼任はできないこととする。
2. 「保有資格（有効期限）」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかをいう。
3. 保有資格及び有効期限並びに居住地が確認できる資料を添付すること。
4. 「保管場所」には、自動二輪車等を保管している場所を記載し、保管場所が確認できる資料を添付すること

## 「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」に関する調査票（2）

団体名： ○○○○

---

### 配置技能者名簿（静岡県）

担当	氏名	保有資格 (有効期限)	居住地	担当県	保管場所
主					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					

**（注記）**

1. 主担当者は、他県の副担当を兼任出来るが、主担当の兼任はできないこととする。
2. 「保有資格（有効期限）」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかをいう。
3. 保有資格及び有効期限並びに居住地が確認できる資料を添付すること。
4. 「保管場所」には、自動二輪車等を保管している場所を記載し、保管場所が確認できる資料を添付すること

## 「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」に関する調査票（2）

団体名： ○○○○

---

### 配置技能者名簿（長野県）

担当	氏名	保有資格 (有効期限)	居住地	担当県	保管場所
主					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					

**（注記）**

1. 主担当者は、他県の副担当を兼任出来るが、主担当の兼任はできないこととする。
2. 「保有資格（有効期限）」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかをいう。
3. 保有資格及び有効期限並びに居住地が確認できる資料を添付すること。
4. 「保管場所」には、自動二輪車等を保管している場所を記載し、保管場所が確認できる資料を添付すること